＿＿＿＿＿＿＿＿＿消防計画(共同住宅用)

　消防法第８条第１項に基づき消防計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

第１　防火管理者の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

１　　　消防署への報告及び連絡

２　消防計画の作成及び変更

３　建物、階段等の自主検査及び維持管理

４　消防用設備等の点検及び維持管理

５　居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け及び実施

６　火気の使用及び取扱いに関する監督

７　その他

第２　居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策をする。

１　各家庭における火気の使用及び取扱いに十分注意する。

２　防火戸の前に物を置かない。

３　避難設備及び消防用設備等の使用障害となる物を置かない。

４　階段・通路等の共用部分に避難障害となる物を置かない。

５　消防用設備等の設置場所、使用方法を確認する。

６　避難経路を確認する。

７　建物の周囲に燃えやすい物を置かない。

第３　火災が発生した場合の行動について

　火災が発生した場合、居住者は次の行動を行う。

１　火災を発生させた場合又は火災を発見した場合は、大声で他の居住者に知らせるとともに他の居住者と協力して１１９番通報する。

２　初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

３　消火できないときは、直ちに避難する。

４　避難の際には、エレベーターを使用しない。

第４　居住者の地震対策及び行動について

地震に備えて

１　家具、電気製品等の転倒落下防止措置を行う。

２　懐中電灯、携帯ラジオ、非常食等の非常持ち出し品の準備をする。

３　避難場所については、　　　　　であることを住民同士で確認する。

地震時の行動について

１　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

２　地震の揺れがおさまった後に使用中の火気の消火を行う。

３　各火気設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

４　防災関係機関の避難命令により、避難場所に避難する。

第５　自衛消防訓練について

１　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

２　居住者は、積極的に訓練に参加する。

３　自衛消防訓練は、定期的に実施する。

４　防火管理者は各居住者に対して、火災発生時の対応行動等を記載したパンフレット等を各室に備えるほか、広報板に掲示するよう努める。

第６　消防用設備等の点検及び報告について

１　消防法第１７条の３の３に基づき、消防用設備等の機器点検を６か月ごと、総合点検を年１回実施し、その際、防火管理者は立ち会うものとする。点検の結果は、３年に１回消防署長に報告しなければならない。点検の結果不備がある場合、防火管理者は管理権原者に報告し、管理権原者の指示を受け、不備を是正するものとする。

２　防火管理者は消防用設備等の点検結果報告書を整理し、防火管理維持台帳に保存する。

第７　放火防止対策

１　建物内外の整理整頓、建物周囲及び共用部分には、燃えやすい物を置かない。

２　常時監視のできない倉庫などは、施錠する。

第８　防火管理業務の一部委託について（委託している場合）

受託者（管理会社等）の状況

１　氏名（法人名）

２　住所（法人所在地）

防火管理業務の委託状況

１　委託業務方式　（　常駐方式・巡回方式・遠隔移報方式・その他　）

２　委託内容

第９　避難経路図

別添のとおり。

備考